

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|---------|---------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号） |

令和7年第2回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月12日（月）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第 4号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第 5号 | 令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第1号） |

◎出席議員（15名）

- | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 長 | 16番 | 杉 本 信 一 君 | 15番 | 竹 中 裕 志 君 |
| | 1番 | 白 幡 隆 一 君 | 2番 | 秋 元 直 樹 君 |
| | 3番 | 黒 坂 貴 行 君 | 4番 | 阿 部 君 枝 君 |
| | 6番 | 戸 松 恵 子 君 | 7番 | 山 本 悟 君 |
| | 8番 | 佐 藤 昇 君 | 9番 | 佐 藤 登 君 |
| | 10番 | 山 谷 敬 二 君 | 11番 | 前 島 英 樹 君 |
| | 12番 | 佐 藤 和 徳 君 | 13番 | 渡 辺 清 夏 君 |
| | 14番 | 今 村 則 康 君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎列席者

《令和7年5月12日》

町 長 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村 瀬 光 明 君

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	松 村 圭 悟 君	総務課契約担当課長	田 村 明 彦 君
企 画 課 長	大 西 公 太 君	財 政 課 長	今 井 昌 幸 君
税 務 課 長	生 駒 健 二 君	保 健 福 祉 課 長	渡 邊 亮 司 君
子育て支援課長	二 瓶 雄 介 君	建 設 課 長	米 谷 克 美 君
生田原総合支所長	今 泉 郁 夫 君	丸瀬布総合支所長	大 川 寿 雄 君
白滝総合支所長	長 原 裕 一 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
教 育 部 長	古 賀 伸 次 君	総 務 課 長	堂 前 政 好 君
監査委員事務局長	成 中 克 也 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 井 誠 志 君	事 務 局 参 事	成 中 克 也 君
事 務 局 主 任	堂 前 あすか 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和 7 年第 2 回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15 人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第 121 条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和 6 年度例月出納検査の結果、令和 6 年度水道料金の債権放棄報告、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第 13 までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、阿部議員、9 番佐藤議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和 7 年第 2 回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前 9 時 30 分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日 1 日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日１日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日間とすることに決定しました。

◎日程第３ 町長の提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第３ 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和７年第２回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第１号専決処分の承認を求めることについては、職の見直しに伴い、等級別基準職務表を改正する必要があるため、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第２号専決処分の承認を求めることについては、令和７年４月１日付人事発令に伴い、遠軽町固定資産評価員の選任を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第３号から承認第５号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第１号から議案第４号までの工事請負契約の締結については、令和７年度遠軽小学校大規模改修工事の建築主体、電気設備及び機械設備並びに令和６年度遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事（繰越）について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第５号令和７年度遠軽町一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金及び繰入金を補正するものです。

歳出については、熱中症対策として、障害児安全安心対策事業補助金、介護施設等環境改善事業補助金及び母子通園センターエアコン購入費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第４ 承認第１号

○議長（杉本信一君） 日程第４ 承認第１号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 承認第１号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分をしましたので、同法第１７９条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第２号専決処分書であります。

専決理由につきましては、職の見直しに伴い、等級別基準職務表を改正する必要性が生じたため、本条例を定めることについて、令和７年３月２８日付で専決処分をしたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

別表第２は、等級別基準職務表でありまして、職務の級、６級の基準となる職務から「、技監」を削るものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和７年４月１日から施行しているところであります。

以上で、承認第１号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第１号の質疑を終わります。

これより、承認第１号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第５ 承認第２号

○議長（杉本信一君） 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、固定資産評価員の選任について専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページを御覧願います。

専決第3号は、地方税法第404条第2項の規定により、遠軽町固定資産評価員に、氏名、生駒健二氏を選任することについて、令和7年4月1日に専決処分をしたものであります。住所及び生年月日につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

専決理由につきましては、遠軽町固定資産評価員渡邊亮司氏が、令和7年4月1日付人事発令に伴い税務課長から異動したため、後任の税務課長を固定資産評価員に選任したことによるものであります。

なお、本人の略歴につきましては、次のページ、参考資料を御参照願います。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第6 承認第3号から日程第8 承認第5号まで

○議長（杉本信一君） 日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、日程第7 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、日程第8 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、以上、承認3件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

生駒税務課長。

○税務課長（生駒健二君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和7年4月1日付で専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙5ページの次にあります参考資料、遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

なお、説明の中で、施行日については、原則令和7年4月1日のため、特段施行日について申し上げないものについては、令和7年4月1日の施行となります。

では、資料に基づき説明いたします。

公示送達、第18条は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正で、施行日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日です。

納税証明事項、第18条の3は、第18条の改正に伴う文言の整理で、施行日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日です。

所得控除、第34条の2は、特定親族特別控除の創設に伴う文言の整理。施行日は、令和8年1月1日です。

町民税の申告、第36条の2第1項は、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整理。

施行日は、令和８年１月１日です。

個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第３６条の３の２第１項第３号は、特定親族特別控除の創設に伴う文言の整理。施行日は、令和８年１月１日です。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第３６条の３の３第１項は、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整理。施行日は、令和８年１月１日です。

第３号は、特定親族特別控除の創設に伴う文言の整理。施行日は、令和８年１月１日です。

種別割の税率、第８２条第１号は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う改正。

種別割の減免、第８９条第２項第５号は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う文言の整理。

次のページをお開き願います。

身体障害者等に対する種別割の減免、第９０条第２項、第５号及び項の追加は、免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備。

第３項及び第４項は、項の追加に伴う項ずれの整理です。

附則。

法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合、第１０条の２第２３項から第２６項までは、法律の改正に伴う引用条項の整理。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第１０条の３、項の追加は、特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合における要件の規定の新設。

第１４項及び第１５項は、項の追加に伴う項ずれの整理。

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例、第１６条の２の２は、加熱式たばこに係る課税標準の特例の規定の新設。施行日は、令和８年４月１日です。

別紙に戻りまして、３ページをお開きください。

次に、附則について説明します。

第１条は、施行期日を定めています。

第２条は、公示送達に関する経過措置を定めています。

４ページをお開き願います。

第３条は、町民税に関する経過措置を定めています。

第４条は、固定資産税に関する経過措置を定めています。

第５条は、軽自動車税に関する経過措置を定めています。

第６条は、町たばこ税に関する経過措置を定めています。

以上で、承認第３号の説明を終わります。

続きまして、承認第４号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第5号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要があることから、本条例を定めることについて、令和7年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

附則。

法附則第15条第37項の条例で定める割合、第6項、法附則第15条第38項の条例で定める割合、第7項、法附則第15条第42項の条例で定める割合、第8項、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例、第17項は、いずれも法律の改正に伴う引用条項の整理です。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、経過措置を定めています。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第6号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、本条例を定めることについて、令和7年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、課税額、第2条第2項については、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に引き上げる改正。

第3項については、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げる改正。

国民健康保険税の減額、第23条第1項については、第2条第2項及び第3項の改正に伴う改正。

第2号については、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における被保険者の数に乘じる金額を5割減額の場合は、当該金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げる改正。

第3号については、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における被保険者の数に乘じる金額を2割減額の場合は、当該金額を54万5,000円から56万円に引き上げる改正。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、適用区分を定めています。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第5号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第1号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和7年度遠軽小学校大規模改修工事（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は3億7,400万円であります。

契約の相手方は、丸尾・大同・日新特定建設工事共同企業体で、代表者は、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役、丸尾国弘。構成員は、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男。同じく、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、4月28日、5者による指名競争入札を行った結果、丸尾・大同・日新特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

工期は、令和8年2月27日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表8に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長(杉本信一君) 日程第10 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長(田村明彦君) 議案第2号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和7年度遠軽小学校大規模改修工事(電気設備)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億3,475万円であります。

契約の相手方は、北海・工藤特定建設工事共同企業体で、代表者は、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役、福家貢。構成員は、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役、工藤英高であります。

この工事につきましては、4月28日、5者による指名競争入札を行った結果、北海・工藤特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

工期は、令和8年2月27日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表9に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 号

○議長(杉本信一君) 日程第 1 1 議案第 3 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長(田村明彦君) 議案第 3 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 7 年度遠軽小学校大規模改修工事(機械設備)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は 5,758 万 5,000 円であります。

契約の相手方は、サトウ・浅野特定建設工事共同企業体で、代表者は、遠軽町西町 2 丁目 8 番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役、佐藤好生。構成員は、遠軽町大通北 2 丁目、有限会社浅野鉄工場、代表取締役、白井寅三郎であります。

この工事につきましては、4 月 28 日、7 者による指名競争入札を行った結果、サトウ・浅野特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

工期は、令和 8 年 2 月 27 日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表 10 に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 3 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 4 号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第4号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和6年度遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事（繰越）であります。

契約の方法は、随意契約でありまして、契約金額は1億6,324万円であります。

契約の相手方は、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役、茶木義尚であります。

この工事につきましては、公募型プロポーザル方式において、優れた技術提案を行った茶木建設株式会社を選定し、5月2日に仮契約を締結しております。

工期は、令和8年3月10日であります。

なお、執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表17に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第5号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第5号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億3,276万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に109万1,000円を追加し、総額を12億2,288万8,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に12万5,000円を追加し、総額を9億3,303万9,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に54万4,000円を追加し、総額を28億9,693万8,000円とするものです。

これにより、歳入合計236億3,100万円に176万円を追加し、総額を236億3,276万円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費に176万円を追加し、総額を31億8,098万7,000円とするものです。

これにより、歳出合計236億3,100万円に176万円を追加し、総額を歳入歳出同額の236億3,276万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者総合支援事業56万9,000円につきましては、国の障害児安全安心対策事業補助金を受け、子どもの熱中症対策を行うため、相談スペース等にエアコンが未設置となっている障害児相談支援事業所、2事業所に対し、エアコン設置費用の一部を補助する経費を計上するものです。

3目高齢者福祉費、介護保険事業所運営助成事業69万1,000円につきましては、国の介護施設等環境改善事業補助金を受け、介護施設利用者の熱中症対策を行うため、居室等にエアコンが未設置となっている介護事業所、1事業所に対し、エアコン設置費用の一部を補助する経費を計上するものです。

5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業50万円につきましては、国及び道の障害児安全安心対策事業補助金を受け、母子通園センターにおける熱中症防止対策として、指導訓練室にエアコンを設置する経費を計上するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6 ページをお開き願います。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金につきましては、障害児相談支援事業所のエアコン設置に係る障害児安全安心対策事業補助金 63 万円、介護事業所のエアコン設置に係る介護施設等環境改善事業補助金 46 万 1,000 円の計上です。

16 款道支出金 2 項道補助金 2 目民生費道補助金 12 万 5,000 円につきましては、母子通園センターのエアコン設置に係る障害児安全安心対策事業補助金の計上です。

19 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 54 万 4,000 円につきましては、財政調整基金繰入金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

3 款民生費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 16 款道支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19 款繰入金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 5 号令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和 7 年第 2 回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前 10 時 37 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 阿部 君枝

署 名 議 員 佐藤 登